

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用取扱要綱

令和6年3月1日

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業実行委員会要綱第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業実行委員会が定めた高野町及び九度山町が共に実施する世界遺産登録20周年を記念する各種事業に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用の承認)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業実行委員会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認を受けずにロゴマークを使用することができる。

- (1) 高野町又は九度山町（以下「各町」という。）がそれぞれ主体となって実施する事業、業務等で使用するとき。
- (2) 各町内に在する学校、保育所等が教育又は保育の目的で使用するとき。
- (3) 国及び他の地方公共団体が広報の目的で使用するとき。
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) その他会長が適当と認めたとき。

(使用の申請等)

第4条 前条第1項の承認を受けようとする者は、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 各町及びロゴマークの信用及び品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する時、又は使用させるおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 反社会的勢力による活動その他これに類する行為と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と会長が認める時。

3 会長は、第1項に規定する申請について、承認又は不承認の決定をしたときは、高野

町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用承認（不承認）通知書（様式第2号）を申請者に対し交付するものとする。

（使用内容の変更申請等）

第5条 前条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者（以下「承認使用者」という。）は、承認された内容について変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用内容変更等申請書（様式第3号）に必要な書類を添付し、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項に規定する申請を受けたときは、その内容を審査の上ロゴマークの使用内容の変更又は使用の中止を承認するものとする。

3 会長は、第1項に規定する申請について、承認又は不承認の決定をしたときは、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用内容変更等承認（不承認）通知書（様式第4号）を承認使用者に対し交付するものとする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用期間）

第7条 ロゴマークの使用期間は、承認を受けた日から令和6年12月31日までの期間とする。

（使用上の遵守事項）

第8条 ロゴマークを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容により使用し、会長の指示する条件に従うこと。

(2) ロゴマークのデザインの改変等はないこと。

(3) ロゴマークを使用した物品等の完成品は、速やかに実行委員会事務局に提出すること。ただし、当該完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

(4) ロゴマークを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

(5) 承認使用者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。

（違反等に対する取扱い）

第9条 ロゴマークを使用する者（承認使用者を除く。）がこの要綱に違反したときは、会長は、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 承認使用者がこの要綱に違反したとき又は申請内容に虚偽があったときは、会長は、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用承認取消通知書

(様式第5号)を交付し、その承認を取り消すことができる。

3 前項の規定により、使用の承認を取り消された者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第10条 ロゴマークを使用する者が故意又は過失により各町に損害を与えたときは、会長は、その賠償を請求することができる。

2 ロゴマークを使用する者がロゴマークを使用することにより第三者に対し損害又は損失を与えた場合において、会長は、法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別図(第2条関係)

①



②



様式第1号（第4条関係）

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用申請書

年 月 日

（宛先）

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
実行委員会 会長 様

（申請者）

住所

団体名

代表者氏名

下記のとおり、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマークを使用したいので申請します。

記

1. 使用内容

2. 使用目的

3. 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4. 使用数量

5. 有償・無償の別

有償（売価 円） ・ 無償

※有償の場合の販売方法（ ）

6. 担当者連絡先

氏名

住所

電話番号

F A X

メールアドレス

7. 添付書類（図案等）

様式第2号（第4条関係）

番 号
年 月 日

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用承認（
不承認）通知書

様

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付で申請のあった高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
に係るロゴマークの使用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

（条件）

- (1) 提出した高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用申請書の内容のとおりを使用すること。
- (2) 高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用取扱要綱を遵守すること。

2. 不承認

（理由）

様式第3号（第5条関係）

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用内容変更等申請書

年 月 日

（宛先）

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
実行委員会 会長 様

（申請者）

住所

団体名

代表者氏名

年 月 日付 第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更
（中止）したいので申請します。

記

（変更等内容）

添付書類（図案等）

様式第4号（第5条関係）

番 号
年 月 日

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用内容変更等承認（不承認）通知書

様

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付で申請のあった高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマークの使用内容の変更（中止）について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 承認

（条件）

- (1) 提出した高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用内容変更等申請書の内容のとおりを使用すること。
- (2) 高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用取扱要綱を遵守すること。

2. 不承認

（理由）

様式第5号（第9条関係）

番 号
年 月 日

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用承認取消通知書

様

高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業
実行委員会 会長

年 月 日付 第 号で承認した、高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマークの使用について、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

使用承認取消理由

1. 高野町・九度山町世界遺産登録20周年記念事業に係るロゴマーク使用取扱要綱の内容に違反すると認められたため

（内容）

2. その他

（内容）